

医療法人社団 健照会 住吉ふじい病院
指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション
重要事項説明書

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定通所リハビリテーション及び指定通所介護予防リハビリテーションについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1 指定通所リハビリテーションサービスを提供する事業者について

事業者名称	医療法人社団 健照会 住吉ふじい病院
代表者氏名	理事長 角南 博
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	広島県福山市住吉町 4-1 TEL 084-924-2233 FAX 084-927-1295
法人設立年月日	昭和 60 年 9 月 1 日

2 利用者に対するサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	住吉ふじい病院 通所リハビリテーション
介護保険指定 事業所番号	3411513678
事業所所在地	広島県福山市住吉町 5-8 1階
連絡先	TEL:084-924-2233 FAX:084-927-1295
事業所の通常の 事業の実施地域	福山市内（山野を除く）事業運営規程記載
利用定員	23名（通所・介護予防通所合わせて23名）

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	医療法人社団 健照会が開設する住吉ふじい病院（以下「事業所」という。）において実施する指定通所リハビリテーション事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定通所リハビリテーションの円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定通所リハビリテーションを提供することを目的とする。
運営の方針	指定通所リハビリテーションにおいては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう生活機能の維持又は向上を目指し、理学療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図るものとする。

	<p>指定介護予防通所リハビリテーションの提供においては、要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことが出来るよう、理学療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持向上を目指すものとする。</p> <p>事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。</p> <p>事業所は、利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止または要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し計画的に行うものとする。</p> <p>事業所は、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業所、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。</p> <p>事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。</p> <p>通所リハビリテーションの提供にあたっては、介護保険法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。</p> <p>通所リハビリテーションの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医や居宅介護支援事業所へ情報提供を行う。</p>
--	---

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月・火・水・金・土（日祝日 お盆 年末年始は休業） ただし月曜日が祝日の場合は通常営業
営業時間	8時30分から17時30分

(4) サービス提供時間

サービス提供日	月・火・水・金・土（日祝日 お盆 年末年始は休業） ただし月曜日が祝日の場合は通常営業
サービス提供時間	9時30分から16時00分

(5) 事業所の職員体制

管理者	(氏名) 丸山 敬一
-----	------------

職	職務内容	人員数
管理者	従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤兼務1名 病院と兼務
専任医師	利用者に対する医学的な管理指導等を行います。 それぞれの利用者について、通所リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価を診療記録に記載します。	常勤兼務1名 病院と兼務

理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士（以下「理学療法士等」という。）又は看護師若しくは准看護師（以下「看護職員」という。）若しくは介護職員	<p>医師及び理学療法士、作業療法士その他の従業者は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所リハビリテーション計画を作成するとともに利用者等への説明を行い、同意を得ます。</p> <p>利用者へ通所リハビリテーション計画を交付します。</p> <p>通所リハビリテーション計画に基づき、必要な理学療法、作業療法、その他のリハビリテーション及び介護ならびに日常生活上の世話をを行います。</p> <p>指定通所リハビリテーションの実施状況の把握及び通所リハビリテーション計画の変更を行います。</p>	<p>理学療法士 2名以上 (常勤専従)</p> <p>介護職員 3名以上</p>
管理栄養士	1 栄養改善サービスの提供を行います。	2名以上 病院と兼務
事務職員	1 介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	1名以上

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類		サービスの内容
通所リハビリテーション計画の作成		利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた通所リハビリテーション計画を作成します。
利用者居宅への送迎		事業者が所有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。
日常生活上の世話	食事の提供及び介助	食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。また嚥下困難者のためのきざみ食、流動食等の提供を行います。
	入浴の提供及び介助	入浴の提供及び介助が必要な利用者に対して、入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
	排せつ介助	介助が必要な利用者に対して、排泄の介助、おむつ交換を行います。
	更衣介助	介助が必要な利用者に対して、上着、下着の更衣の介助を行います。
	移動・移乗介助	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。

	服薬介助	介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
リハビリテーション	日常生活動作を通じた訓練	利用者の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。
	レクリエーションを通じた訓練	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
	器具等を使用した訓練	利用者の能力に応じて、理学療法士又は介護職員が専門的知識に基づき、器械・器具等を使用した訓練を行います。
その他	創作活動など	利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。

(2) 通所リハビリテーション従業者の禁止行為

通所リハビリテーション従業者はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為（ただし、医師が行う場合を除くほか、看護職員、理学療法士等が行う診療の補助行為を除く。）
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑤ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

事業所区分 要介護度	サービス 提供時間	1 時間以上 2 時間未満				
		基本単位	利用料	利用者負担額		
				1 割負担	2 割負担	3 割負担
通常規模型 通所リハビリテーション費	要介護 1	369	3,690 円	369 円	738 円	1,107 円
	要介護 2	398	3,980 円	398 円	796 円	1,194 円
	要介護 3	429	4,290 円	429 円	858 円	1,287 円
	要介護 4	458	4,580 円	458 円	916 円	1,374 円
	要介護 5	491	4,910 円	491 円	982 円	1,473 円
	2 時間以上 3 時間未満					
	要介護 1	383	3,830 円	383 円	766 円	1,149 円
	要介護 2	439	4,390 円	439 円	878 円	1,317 円
	要介護 3	498	4,980 円	498 円	996 円	1,494 円
	要介護 4	555	5,555 円	555 円	1,110 円	1,665 円
	要介護 5	612	6,120 円	612 円	1,224 円	1,836 円
	3 時間以上 4 時間未満					
	要介護 1	486	4,860 円	486 円	972 円	1,458 円
	要介護 2	565	5,650 円	565 円	1,130 円	1,695 円
	要介護 3	643	6,430 円	643 円	1,286 円	1,929 円
	要介護 4	743	7,430 円	743 円	1,486 円	2,229 円
	要介護 5	842	8,420 円	842 円	1,684 円	2,526 円
	4 時間以上 5 時間未満					
	要介護 1	553	5,530 円	553 円	1,106 円	1,659 円
	要介護 2	642	6,420 円	642 円	1,284 円	1,926 円
	要介護 3	730	7,300 円	730 円	1,460 円	2,190 円
	要介護 4	844	8,440 円	844 円	1,688 円	2,532 円
	要介護 5	957	9,570 円	957 円	1,914 円	2,871 円
	5 時間以上 6 時間未満					
	要介護 1	622	6,220 円	622 円	1,244 円	1,866 円
	要介護 2	738	7,380 円	738 円	1,476 円	2,214 円
	要介護 3	852	8,520 円	852 円	1,704 円	2,556 円
	要介護 4	987	9,870 円	987 円	1,974 円	2,961 円
	要介護 5	1120	11,200 円	1,120 円	2,240 円	3,360 円
	6 時間以上 7 時間未満					
	要介護 1	715	7,150 円	715 円	1,430 円	2,145 円
	要介護 2	850	8,500 円	850 円	1,700 円	2,550 円
	要介護 3	981	9,810 円	981 円	1,962 円	2,943 円
	要介護 4	1137	11,370 円	1,137 円	2,274 円	3,411 円
	要介護 5	1290	12,900 円	1,290 円	2,580 円	3,870 円
7 時間以上 8 時間未満						
要介護 1	762	7,620 円	762 円	1,524 円	2,286 円	
要介護 2	903	9,030 円	903 円	1,806 円	2,709 円	
要介護 3	1046	10,460 円	1,046 円	2,092 円	3,138 円	
要介護 4	1215	12,150 円	1,215 円	2,430 円	3,645 円	
要介護 5	1379	13,790 円	1,379 円	2,758 円	4,137 円	

- ※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び通所リハビリテーション計画に位置付けられた時間数（計画時間数）によるものとしますが、利用者の希望又は心身の状況等により、あるサービス提供日における計画時間数を短縮する場合は、その日に係る当該計画を変更し、変更後のサービス提供時間数に応じた利用料となります。なお引き続き、計画時間数とサービス提供時間数が異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに当該計画の見直しを行います。
- ※ 月平均の利用者の数が当事業所の定員を上回った場合及び通所リハビリテーション従業者の数が人員配置基準を下回った場合は、上記金額のうち基本単位数に係る翌月の利用料及び利用者負担額は、70/100 となります。
- ※ 利用者に対して、居宅と当該事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき利用料が 470 円（利用者負担：1 割 47 円、2 割 94 円、3 割 141 円）減額されます。
- ※ 感染症又は災害の発生を理由として当該月の利用者数が当該月の前年度における月平均よりも 100 分の 5 以上減少している場合、3 月以内に限り 1 回につき所定単位数の 100 分の 3 に相当する単位数を加算します。
- ※ 虐待防止に向けての取り組みとして、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年 1 回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合は、上記金額の 99/100 となります。
- ※ 業務継続に向けての取り組みとして、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、かつ、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合、上記金額の 99/100 となります。

(4) 加算料金 要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算	基本単位	利用料	利用者負担額			算定回数等
			1割負担	2割負担	3割負担	
理学療法士等体制強化加算	30	300円	30円	60円	90円	所要時間1時間以上2時間未満の通所リハビリテーションで理学療法士等を専従かつ常勤で2名以上配置して実施した日数
リハビリテーション提供体制加算(3時間以上4時間未満)	12	120円	12円	24円	36円	
リハビリテーション提供体制加算(4時間以上5時間未満)	16	160円	16円	32円	48円	
リハビリテーション提供体制加算(5時間以上6時間未満)	20	200円	20円	40円	60円	
リハビリテーション提供体制加算(6時間以上7時間未満)	24	240円	24円	48円	72円	
リハビリテーション提供体制加算(7時間以上)	28	280円	28円	56円	84円	
入浴介助加算(Ⅰ)	40	400円	40円	80円	120円	1日につき
リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ)(LIFEなし)	560	5,600円	560円	1,120円	1,680円	リハビリテーション計画の同意を得た日から6月以内、1月につき
	240	2,400円	240円	480円	720円	リハビリテーション計画の同意を得た日から6月を超えた期間、1月につき
事業所の医師が利用者等に説明し、利用者の同意を得た場合	270	2,700円	270円	540円	810円	1月につき
短期集中個別リハビリテーション実施加算	110	1,100円	110円	220円	360円	1日につき
生活行為向上リハビリテーション実施加算	1250	12,500円	1,250円	2,500円	3,750円	1月につき
退院時共同指導加算	600	6,000円	600円	1,200円	1,800円	退院時情報連携を促進し理学療法士等が医療機関の退院前カンファレンスに参加し共同指導を行う。1月につき
移行支援加算	12	120円	12円	24円	36円	1日につき1回
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22	220円	22円	44円	66円	
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 66/1000	左記の 単位数	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割	基本サービス費に各種加算・減算を加えた総単位数

- ※ 理学療法士等体制強化加算は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を常勤専従で2名以上配置している場合に算定します。
- ※ リハビリテーション提供体制加算は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士について基準よりも手厚い体制を確保し、リハビリテーション計画に位置づけられた長時間のサービスを提供している場合に算定します。
- ※ 入浴介助加算(Ⅰ)は、入浴中の利用者の観察を含む介助を行う場合に算定します。
- ※ リハビリテーションマネジメント加算は、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同で計画の作成からサービス提供とその評価を行うことなどにより、継続的に通所リハビリテーションの質を管理した場合に、算定します。
- ※ 短期集中個別リハビリテーション実施加算は、当事業所の医師又は医師の指示を受けた理学療法士等が病院等の退院日又は認定日から3月以内に個別リハビリテーションを集中的に行った場合に算定します。

- ※ 生活行為向上リハビリテーション実施加算は、生活行為の内容の充実を図るための目標及び目標を踏まえた実施内容等を定めたリハビリテーション実施計画に基づき、計画的にリハビリテーションを実施した場合に算定します。
- ※ 退院時共同指導加算は、病院又は診療所に入院中の者が退院するに当たり、通所リハビリテーション事業所の医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に、当該者に対する初回の通所リハビリテーションを行った場合に、当該退院につき1回に限り算定します。
- ※ サービス提供体制強化加算は、当事業所において厚生労働大臣が定めた基準に適合しているものとして届け出し、利用者に対して通所リハビリテーションを行った場合に算定します。
- ※ 介護職員等処遇改善加算は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算です。介護職員等処遇改善加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。

3-2 指定介護予防通所リハビリテーション

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類		サービスの内容
介護予防通所リハビリテーション計画の作成		利用者に係る介護予防支援事業者が作成した介護予防サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた介護予防通所リハビリテーション計画を作成します。
利用者居宅への送迎		事業者が所有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。 ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。
日常生活上の世話	食事の提供及び介助	食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。また嚥下困難者のためのきざみ食、流動食等の提供を行います。
	入浴の提供及び介助	入浴の提供及び介助が必要な利用者に対して、入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
	排せつ介助	介助が必要な利用者に対して、排泄の介助、おむつ交換を行います。
	更衣介助	介助が必要な利用者に対して、上着、下着の更衣の介助を行います。
	移動・移乗介助	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。
	服薬介助	介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
リハビリテーション	日常生活動作を通じた訓練	利用者の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。
	レクリエーションを通じた訓練	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
	器具等を使用した訓練	利用者の能力に応じて、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士（以下「理学療法士等」という。）又は看護師若しくは准看護師が専門的知識に基づき、器械・器具等を使用した訓練を行います。
その他	創作活動など	利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。

(2) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

サービス提供区分		介護予防通所リハビリテーション費(要支援1)			
		利用料	利用者負担額		
			1割	2割	3割
通常の場合	基本	22,680円/月	2,268円/月	4,536円/月	6,804円/月
サービス提供区分		介護予防通所リハビリテーション費(要支援2)			
		利用料	利用者負担額		
			1割	2割	3割
通常の場合	基本	42,280円/月	4,228円/月	8,456円/月	12,684円/月

※ 日割り計算による場合とは、月途中で要介護から要支援に変更となった場合、要支援から要介護に変更となった場合、同一保者険者管内での転居等により事業所を変更した場合などです。上記は、30日で計算しています。

(3) 加算料金 要件を満たす場合、前述の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算	要支援度	基本単位	利用料	利用者負担額			算定回数
				1割	2割	3割	
退院時共同指導加算	区分なし	600	6,000円	600円	1200円	1,800円	1月につき
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	要支援1	88	880円	88円	176円	264円	1月に1回
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	要支援2	176	1,760円	176円	352円	528円	1月に1回
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	区分なし	所定単位数の 66/1000	左記の 単位数	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割	基本サービス費に各種加算・減算を加えた総単位数(所定単位数)

※ 退院時共同指導加算は、病院又は診療所に入院中の者が退院するに当たり、通所リハビリテーション事業所の医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導※を行った後に、当該者に対する初回の通所リハビリテーションを行った場合に、当該退院につき1回に限り算定します。

※ サービス提供体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護予防通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、介護予防通所リハビリテーションを行った場合に算定します。

※ 介護職員処遇改善加算は介護職員処遇改善交付金相当分を介護報酬に円滑に移行するため経過的な扱いとして算定するもの。内容としては、介護職員の賃金改善、職員の資質向上の支援等により介護職員の雇用の安定を目的として加算します。

4 その他の費用について

① 送迎費	追加では頂いておりません。基本料金に含まれています。	
②キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。	
	24時間前までのご連絡の場合	キャンセル料は不要です
	当日キャンセル	昼食代(580円)を頂いております
※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。		
③食事の提供に要する費用	580円(1食当り食材料費及び調理コスト) 運営規程の定めに基づくもの	
④リハビリパンツ代	162円(1枚当り)運営規程の定めに基づくもの	
⑤レク材料費	50円(1日当り)脳トレプリントをされる方のみ	

5 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合) その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)、その他の費用の請求方法等	<p>ア 利用料利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。</p> <p>イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月14日までに利用者あてにお届け(配布・郵送)します。</p>
② 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)、その他の費用の支払い方法等	<p>ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の27日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。</p> <p>(ア)事業者指定口座への振り込み (イ)現金支払い</p> <p>イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。(医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。)</p>

※ 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。

- (3) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「通所リハビリテーション計画」を作成します。なお、作成した「通所リハビリテーション計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いいたします
- (4) サービス提供は「通所リハビリテーション計画」に基づいて行います。なお、「通所リハビリテーション計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます
- (5) 通所リハビリテーション従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

7 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	理事長 角南 博
虐待防止に関する担当者	管理者 古賀 諒平

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

8 身体的拘束等について

事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の(1)～(3)の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 切迫性……直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。
- (2) 非代替性……身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
<p>② 個人情報の保護について</p>	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。</p> <p>② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理しまた処分の際も第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

秘密の保持と個人情報の保護についての説明を受け、同意いたします。

<p>同意日</p>	<p>年 月 日</p>
<p>本人</p>	
<p>家族</p>	<p>続柄</p>

10 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

【家族等緊急連絡先】①	氏 名	続柄
	住 所	
	電 話 番 号	
【家族等緊急連絡先】②	氏 名	続柄
	住 所	
	電 話 番 号	
【主治医】	医療機関名	
	氏 名	

11 事故発生時の対応方法について

利用者に対する通所リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する通所リハビリテーションの提供又は送迎により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【市町村（保険者）の窓口】 福山市役所 介護保険課	所 在 地 福山市東桜町 3 番 5 号本庁舎 3 階 電話番号 084-928-1166
【居宅支援事業所の窓口】	事業所名 担当介護支援専門員

（メモ）事故発生時の対応方法に掲げる市町村、居宅介護支援事業者等の連絡先については、本重要事項説明書の内容をすべて説明し、サービス提供等に関して同意を得た段階（契約の締結の合意が行われたとき）で、利用者に確認しながら項目を記載するようにしてください。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険及び自動車保険（自賠責保険・任意保険）に加入しています。

損害賠償責任保険	保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社
自動車保険	保険会社名	損害保険ジャパン保険株式会社

12 心身の状況の把握

指定通所リハビリテーションの提供にあたっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

13 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 指定通所リハビリテーションの提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「通所リハビリテーション計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

14 サービス提供等の記録

- ① 指定通所リハビリテーションの実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
- ③ 提供した指定通所リハビリテーションに関し、利用者の健康手帳の医療の記録に係るページに必要な事項を記載します。

15 非常災害対策

- ① 事業所に災害対策に関する担当者(防火管理者)を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
災害対策に関する担当者(防火管理者)職・氏名：(事務部長 野田 蔵人)
- ② 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- ③ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を年2回以上行います。
- ④③の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

16 衛生管理等

- (1) 指定通所リハビリテーションの用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底しています。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ④ 従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的の実施します。

17 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知すると共に、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

18 サービス提供に関する相談、苦情について

介護保険制度では、利用者に安心してサービスを受けていただくため、下記の通り苦情・相談窓口を設置し迅速かつ適切に対応できるよう体制を整えています。

1) 事業所の窓口

利用者及び通所リハビリテーションサービスに対する苦情に関し、その内容を十分把握するとともに関係機関と連携しながら迅速かつ適切な対応を行います。

2) 市町村の窓口

利用者の苦情等全般に対する直接的な窓口として各関係機関と連携を図りながら、苦情処理情報の集約・調整を行います。

3) 広島県国民健康保険団体連合会

市において処理困難な苦情に対応し通所リハビリテーションサービス事業者に対し必要に応じ改善に向けた指導・助言を行います。

(1) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 住吉ふじい病院通所リハビリテーション サービス提供責任者 坂本 三栄子	福山市住吉町4丁目1番 電話番号 084-924-2233 ファックス番号 084-927-1295
【市町村の窓口】 福山市役所 介護保険課	福山市東桜町3番5号本庁舎3階 電話番号 084-928-1166
【公的団体の窓口】 広島県国民健康保険団体連合会 介護保険課	広島市中区東白島町19番49号 国保会館 電話番号 082-554-0783

19 その他

(1) サービスの利用にあたっては、次の事項にご留意ください。

- ① 施設内に設置してある機械・器具を利用する場合は必ず職員の許可を得て指示通りに使用すること。
- ② 通所リハビリテーションの実施時間内においては、職員の指示を守ること。
- ③ 通所リハビリテーションの実施時間中は、職員の許可なしに外出しないこと。
- ④ 利用者は、施設より提供された食事以外に、勝手に持ち込んだものを飲食しないこと。
- ⑤ 利用者は、通所リハビリテーション内での他利用者との物のやり取り、宗教活動、販売等通所リハビリテーションの目的外のことをしないこと。

(2) 気象条件や災害等による通所リハビリテーションの休業について

台風や洪水等、自然災害が予測される場合で、安全なサービスの提供が困難と判断された場合には、事業所の判断により、通所リハビリテーションを休業することがあります。必ず事前に利用者・ご家族、居宅介護支援事業所に連絡させていただきますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

20 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記内容について、「福山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	広島県福山市住吉町 5-8 1階
	法人名	医療法人社団 健照会
	代表者名	理事長 角南 博
	事業所名	住吉ふじい病院
	説明者氏名	

上記内容の説明を事業者から確かに受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

利用者	住所	
	氏名	

代理人	住所	
	氏名	

令和7年2月24日 改定